

中小企業 いばらき

2020
JUNE
No.770

6

【クローズアップ】

- 第65回 中央会通常総会
- 令和2年度 茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要



写真：茨城県ケータリングカー協同組合（茨城県庁での共同出店）

発行所・編集発行人：

 茨城県中小企業団体中央会

<https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

- ひたち野……………1
- クローズアップ……………2
- ニュースフラッシュ……………8
- インフォメーション ……11
- 経済・労働リサーチ ……13
- 業況レポート ……16
- 中央会だより ……18

事業者向けカードローン

クイックジェイ
QUICK J

急な事業資金が必要な時にとっても便利!

法人・
個人事業主の
皆様を応援!!

必要な時に

必要な額を

銀行
コンビニ **ATM OK!** で都度借入



お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

常陽銀行 クイックJ



インターネットでも簡単にお申し込みができます

表紙の紹介

県庁内にケータリングカーを出店

新型コロナウイルス感染で減少した出店機会を補うトライアル事業

茨城県ケータリング協同組合

受注機会の確保・増大を図るために組合を設立

持ち帰り飲食サービス業は、比較的新しい業種であるが、昨今、各種イベント、大型商業施設やオフィス街等での飲食提供のニーズが高まり、それに伴いケータリングカーによる移動販売車の数が増加傾向にある。しかし、出店依頼者や消費者のニーズに応じたより質の高い飲食の提供、サービスを提供できる事業者の数は決して多くない状況にあった。その状況を改善し、業界の健全な振興発展を図るとともに、各事業者の受注機会の確保・増大を図るためには、個々の力では限界があり、組織力での対応が必要であるとの認識のもとで組合を設立した。

トライアル事業として、県庁内にケータリングカーを出店

新型コロナウイルスの感染拡大により、出店を予定していたイベントが次々と中止となり、2月上旬からケータリングカーでの移動販売ができない状況が続き、組合員の売上が大幅に減少した。加えて、ケータリングカーが出店するイベントは、3か月以上前から企画しているものが多く、現時点で秋頃までの

イベント出店の目途が立っていない状況にあった。

このような状況を踏まえ、県庁内での出店場所の提供を依頼したところ、組合を窓口として出店する等の条件をクリアした上で、出店が実現、組合員に出店を募り、8者が参加した。

5月11日から29日の期間、11時から14時までの昼食限定で各日3~5店が出店した。ケータリングカーの前にはソーシャルディスタンスに配慮しつつ行列ができ、作り立ての食事を買い求める人達で賑わいをみせた。

出店した組合員の青木茂氏は「今回、県の協力を得て、組合員の出店機会を確保することができた。今後も組合員の販路拡大のため取り組んでいきたい。」と抱負を述べた。

茨城県ケータリングカー協同組合

設立：平成28年（2016年）4月

組合員数：27者

住所：〒312-0062

ひたちなか市大字高場1480-2

電話：029-219-9866

ひたち野



スクラム^{つよ}強く 団結前進 連携組織の活用で中小企業の維持・発展を

茨城県中小企業団体中央会
会長 阿部 真也

本会の第65回通常総会を6月2日、開催させていただきました。例年でありますと、多くの会員組合の皆さまにご出席をいただき、また、大井川和彦県知事をはじめ関係機関のご来賓にご臨席を賜っているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、緊急事態措置として、規模を最大限縮小しての開催とさせていただきました。

また、優良組合、組合功労者、組合優秀専従役員に対する表彰式も取り止め、後日、表彰状を送付させていただくことといたしました。本総会の開催趣旨、開催方法にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

お陰様をもちまして、令和元年度の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止・縮小した事業はございましたが、ほぼ計画通りに執行することができました。また、令和2年度事業につきましても、県をはじめ関係各位のご指導ご支援を賜り、ほぼ前年通りの計画・予算とさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、4月16日、全国に緊急事態宣言が発出されましたが、特にゴールデンウィークの外出自粛・ステイホームが徹底された効果もあり、現在のところ、感染者数は縮減傾向にあります。しかしながら、終息までの道のりはたやすくなく、暫くの間は同ウイルスと共生しながらの生活や経済活動を強いられるものと思われまます。

そして、言うまでもなく、わが国経済、特に中小企業経営に及ぼす影響は計り知れないものがあります。国・県等には、早期終息への必要な措置を講じていただくとともに、地域の経済と雇用を支える中小企業に対する迅速かつ強力な経済対策を求めるところであります。

そして、中小企業が現下の危機的な状況を乗り越えていくためには、個々の経営資源や経営努力では限界があり、事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織を通して、これまで以上に組織力・連携力・繋がり力を有効に活用した中小企業経営が求められております。

中小企業連携組織の専門支援機関である本会といたしましても、社会経済環境の状況と会員組合並びに傘下中小企業のニーズを的確に捉え、スピーディーかつフレキシブルな支援を行うことで組合等の活性化、組織強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい状況にある中小企業を組合等の連携組織を通じて支援してまいります。

令和2年度につきましても、会員組合をはじめ、国・県をはじめ関係機関の皆さまの一層のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第65回 中央会通常総会



挨拶する阿部真也会長

第65回通常総会を開く

本会は6月2日(火)、水戸市の県産業会館で第65回通常総会を開いた。

本年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染症の終息がみえない状況下において、感染拡大防止と出席者の健康と安全の確保を図る観点から、緊急事態措置として規模を縮小して開催した。

阿部真也会長は、「例年であれば、多くの会員組合の皆さまにご出席いただき、また、各方面のご来賓にご臨席を賜り通常総会を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、中央会創立後、初めて規模を縮小しての開催となった」と通常総会開催に至る経過などを報告。

さらに、「現在のところ、感染者数は縮減傾向にあるが、終息までの道のりはたやすくなく、暫くの間はウイルスと共生しながらの生活や経済活動を強いられるものと思われる。この感染症がわが国経済、特に中小企業経営に及ぼした影響は計り知れないものがあり、国・県等には早期終息への必要な措置を講じていただくとともに、迅速かつ強力な経済対策の実行を求めている。中小企業が現下の危機的な状況を乗り越えていくためには、個々の経営資源や経営努力では限界があり、これまで以上に組織力・連携力を有効に活用していく中小企業経営が求められる。中央会としても、社会経済環境の状況と会員組合並びに傘下中小企業のニーズを的確に捉え、スピーディーかつフレキシブルな支援を行うことで組合等の活性化、組織強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある中小企業を組合等の連携組織を通じて支援してまいりたい」と挨拶した。

全議案とも原案通り承認、決定

総会では、阿部会長が議長となり、令和元年度事業報告・収支決算、令和2年度事業計画・収支予算などをすべて原案通り承認、決定した。(事業計画の概要は、2ページから7ページをご覧ください。)

第65回通常総会表彰

通常総会へは出席されなかったが、県知事表彰の優良組合3組合、組合功労者3名、並びに中央会会長表彰の優良組合5組合、組合功労者8名、組合優秀専従役員7名が次のとおり発表され、その功績等を讃えた。

□県知事表彰

・優良組合

| 受賞組合名 | 代表者名 |
|--------------|-------|
| 茨城県納豆商工業協同組合 | 高野 正巳 |
| 勝田表町南商店街振興組合 | 砂押 勇人 |
| 波崎旅館業協同組合 | 青野 竜也 |

・組合功労者

| 受賞者氏名 | 所属組合名・役職 |
|--------|----------------------|
| 田 中 秀 | 茨城県漬物工業協同組合・理事(前理事長) |
| 宇田川仁一郎 | 茨城県石油業協同組合・理事(前理事長) |
| 久保田 正樹 | 茨城県電機商工組合・理事長 |

□中央会会長表彰

・優良組合

| 受賞組合名 | 代表者名 |
|-----------------|-------|
| 水郷園芸協同組合 | 菅谷 作衛 |
| 協同組合日立印刷センター | 大場 進一 |
| 鹿島酒類流通事業協同組合 | 宮内 太一 |
| 茨城県自動車リサイクル協同組合 | 川又 正行 |
| 波崎国際交流協同組合 | 石田 輝夫 |

・組合功労者

| 受賞者氏名 | 所属組合名・役職 |
|-------|-----------------------|
| 柏 和三 | 下館地区電気工業協同組合・顧問(前理事長) |
| 藤川才次郎 | 西茨城自動車協業組合・監事 |
| 工藤 行穂 | 県南管工事協同組合・副理事長 |
| 小河原欣也 | 茨城県陸砂利採取協同組合・理事長 |
| 池野辺正夫 | 茨城県タイヤ商工業協同組合・理事 |
| 大津 廣司 | 笠間焼協同組合・理事長 |
| 宮本 洋治 | 久慈鉄工協同組合・理事長 |
| 大槻 和行 | 茨城県菓子工業組合・理事長 |
| 鈴木 富夫 | 茨城県美容業生活衛生同業組合・常務理事 |
| 村上 義孝 | 茨城県福祉介護事業協同組合・理事長 |

・組合優秀専従役員

| 受賞者氏名 | 所属組合名・役職 |
|-------|---------------------|
| 谷島 盛二 | ファミリープラザ事業協同組合・事務局長 |
| 加藤 俊夫 | さしま食品加工協同組合・事務局長 |
| 高星美枝子 | 茨城県北環境整備事業協同組合・職員 |
| 桑原 陽子 | 茨城県南部生コンクリート協同組合・職員 |
| 長山恵美子 | 茨城県北部生コンクリート協同組合・職員 |
| 長洲 忍 | 茨城ガスセンター協業組合・部長補佐 |

令和2年度 茨城県中小企業団体中央会 事業計画の概要

第65回通常総会において令和2年度の事業計画を決定いたしました。本年度、本会が取り組む事業の概要を紹介いたします。各事業に関して、活用したいという相談等がございましたら、お気軽にお問合せください。
※文中の《 》内は各事業の担当課 《全》全課、《総》総務企画課、《経》経営支援課、《連》連携推進課

令和2年度の重点活動事項

1. 巡回訪問、相談業務及び各種支援事業等の充実・拡充による組合等への支援強化
 - (1)新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援
 - (2)生産性向上実現のための設備投資、IT・IoT投資の促進支援
 - (3)事業承継対策の支援
 - (4)働き方改革推進による人材確保・育成の支援
 - (5)防災・減災等のリスク対策に関する支援
 - (6)地方創生、地域活性化に関する支援
 - (7)社会・経済環境の変化等の課題対応に関する支援
2. 関係機関、専門家等との連携強化による組合等の支援強化
3. 能動的な支援、提案による組織化の促進、組合間連携の構築支援
4. 組合等の連携組織の魅力発信強化
5. 中央会業務執行体制の強化と職員の支援能力向上
6. 第72回中小企業団体全国大会を通じての連携意識高揚と本県並びに本県組合の周知向上

1. 中小企業組合等の設立支援等

(1)設立相談への対応《全》

中央会内に相談室を設け、未組織中小企業者や任意グループ等に対して設立する際の具体的な方法や手続き等を支援する。場合によっては、現地支援等を行うなど積極的な連携組織化支援を行う。

(2)小企業者組織化特別講習会《経》

小企業者組合の運営向上、小企業者の組織化促進、小企業者の経営の向上等を図るための講習会を開催する。

【開催回数】3回



▲小企業者の経営向上を図るための講習会

〈小企業者組合とは〉

従業員の数が5人以下(商業・サービス業は2人以下)の企業を「小企業者」といい、これらの小企業者が構成員の2/3以上を占める組合を「小企業者組合」という。

(3)連携・組織化推進事業《連》

コーディネート支援を必要とする企業やグループの案件発掘、計画具体化への連携支援を行うとともに、新事業に意欲のある中小企業者に対し、グループ等による新事業展開や連携組織等について支援を行い、組織化(組織形成)を推進する。

また、ものづくりネットワーク、新分野進出、新連携体構築等一定のテーマを有する中小企業グループ、任意団体等を対象に出会いの機会の提供や専門家を活用しての運営支援、各グループ等にマッチした連携組織の提案、結成・活動支援など総合的な支援を行う。

【対象数】4グループ等



▲案件発掘のための担当者会議

(4)小規模事業者連携促進事業《連》

創業間もない小規模事業者、既存小規模事業者の課題解決を図るため、セミナー、事例紹介、組織化に関する個別相談を開催して中小企業組合をはじめとする連携組織の形成を促進する。



▲組織化に関する個別相談

2. 中小企業組合等の運営支援

(1)巡回訪問事業《全》

組合等を業種別に分類して、それぞれ担当指導員を定め、組合等の実態把握、課題解決、活性化を図るための支援等を行うため、計画的かつ実効性のある巡回訪問、実地支援を行う。

(2)小企業者組合等に対する実地指導・支援《全》

小企業者組合等に対し、経営、経理、税務、組合運営等についての実地指導・支援を実施する。

(3)組合等役員研修事業《連》

社会経済環境の変化に対応できる組合等の役員及び組合員を養成するための研修会を開催する。

【対象】 組合等の役員、組合員

【開催回数】 2回



▲令和2年1月開催の新春講演会

(4)組合等事務局役職員研修事業《連》

組合等の運営・管理等の適正化を図るための研修会を開催する。

【対象】 組合等の事務局役職員

【開催回数】 2回

(5)組合等活性化支援事業《経》

中小企業組合等が抱える会計、税務、経営、法律、労働、技術等の高度な専門知識を必要とする課題について、専門家を派遣する等して課題解決を図る。

【支援回数】 36回

小企業組合等が開催する講習会、研修会等の講師謝金等の一部助成金として活用が可能。



▲税理士による確定申告相談

(6)諸制度改正に伴う専門家派遣等事業《経》

消費税対策、働き方改革への対応、人材育成、生産性の向上、事業承継など諸制度の改正、諸課題解決に向けて行う講習会や専門家派遣などの事業を通じて組合及び組合員を支援する。

(7)外国人技能実習制度適正化事業《経》

外国人技能実習生共同受入事業を行う事業協同組合（監理団体）並びに組合員（実習実施機関）による不正行為の防止を図るため、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家並びに中央会指導員が適正化指導、組合間の情報連携のほか、各監理団体に対する適正化に向けた講習会の開催等を行う。

【適正化指導】

監理団体 30回、実習実施機関 10回

【適正化講習会の開催】 2回



▲技能実習機構から講師を招いての講習会

(8)組合等機能強化支援事業《経》

組合等の機能強化、事業の活性化や再構築などの実践的な取り組みを支援する。

【対象数】 2組合等



▲産学連携で共同開発した基礎ブロックの実証実験

(9)取引力強化推進事業《経》

中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成する。

【助成等の内容】

〔補助対象数〕 小企業者組合 3組合

〔助成額〕 上限200千円

[助成率] 2/3以内

[補助対象経費] 謝金、旅費、会議費、印刷費、
会場借上料、雑役務費、
通信運搬費、委託費

3. 調査・研究

(1)労働事情実態調査事業《総》

県内中小企業1,300社を対象に労働事情実態調査を行い、この結果等を労務管理関連指標として情報提供を行う。

【調査回数】1回（調査時期は令和2年7月1日）

(2)中小企業政策問題研究事業《総》

中小企業及び組合等の経営実態を分野毎に把握し、中小企業施策等に関する提案を検討するための研究会を開催する。(①総合、②金融・税制、③商業・サービス業、④工業・エネルギー・環境、⑤労働の5つの専門委員会を設置)

【開催回数】1回



▲中小企業施策に関して研究する専門委員会
(総合専門委員会)

(3)業界景況ウォッチング事業《総》

中小企業の景況、業界動向や要望等を把握し、国等の景気動向判断や県内各業界の経営情報を提供するため連絡員を設置して月次調査を行う。

【調査回数】12回（毎月1回）

【情報連絡員数】50人

【情報連絡員会議の開催】1回



▲業界動向の意見交換を行う情報連絡員会議

(4)中小企業景況調査事業《総》

景況調査員（12人）を設置し、県内60企業の景気動向についての調査を年4回実施する。

(5)資料収集加工事業 2組合（2テーマ）《総》

他の模範となる先進的組合の事業展開ノウハウ等の情報を収集・加工し、これを他の組合等に普及する。

(6)業種・業態別研究事業《経》

業種・業態別の経営課題を把握し、解決を図るため専門家等を活用して今後の活性化策を研究する。

【開催回数】1回



▲貨物自動車運送業界を対象とした活性化研修会

4. 情報の提供・広報

(1)情報提供事業《総》

情報誌、新聞紙面等を通じて、国・県等の各種重要施策やそれらの活用事例、組合等の運営事例などの情報を提供する。

①機関誌「中小企業いばらき」 毎月1,250部発行

②茨城新聞紙面の「中央会ニュース」
毎週月曜日掲載

③中央会ホームページでの情報発信

④国や県等で発行している中小企業対策に関するパンフレット等入手し配布提供する。

(2)連携組織普及啓発事業《総》

県内中小企業連携組織及び中央会の活動を広く周知することで連携組織化の促進を図るとともに組合及び傘下中小企業の事業拡大や経営安定化を図る。

(3)組合等後継者育成・青年部活動普及事業《連》

組合青年部を通しての後継者等の育成、青年部活動の普及を通じて組合青年部の設置促進を図る。

【開催回数】3回



▲組合青年部対象の後継者育成セミナー

(4) 組合等女性活躍支援・女性部活動普及事業《経》

組合女性部の活動支援、組合女性部の普及を通じて組合女性部の設置促進を図る。

【開催回数】3回



▲講師を招いての女性部セミナー

(5) 官公需施策普及広報事業《経》

官公需適格組合及び官公需受注の普及啓発を通じて中小企業及び中小企業組合の受注拡大を図るとともに組織化を推進する。

【開催回数】1回

(6) 官公需総合相談センター事業《経》

平成22年6月18日に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会内に「官公需総合相談センター」を開設。センター事業として、「官公需ポータルサイト」を活用した情報の提供、官公需適格組合制度の概要や取得申請・更新等に関する助言等、中小企業者からの官公需情報に関する問い合わせに対応する。

5. 組合・組合員等の労働対策

(1) 次世代育成支援対策推進センターの設置運営《総》

厚生労働省から「次世代育成支援対策推進センター」に指定されたのを受けて、次世代育成支援対策推進員を配置。次世代育成支援対策推進法及び一般事業主行動計画の策定・推進等の啓発・相談等を行う。

(2) 労働事情実態調査事業（再掲）《総》

6. 中小企業の組合、組合員等の人材育成対策

(1) 茨城県中小企業青年中央会の育成《連》

組合等の活性化を図るためには次代を担う後継者等の養成が必要である。当会の青年部組織である「茨城県中小企業青年中央会」の育成を通して後継者等の養成を図る。

(2) 茨城県中小企業レディース中央会の育成《経》

組合等の組織活性化においても女性の活躍が求められている。当会の女性部組織である「茨城県中小企業レディース中央会」の育成を通じて、女性の活躍促進を図る。

(3) 茨城県中小企業団体職員互助会の育成《総》

組合等の専従役員で構成される「茨城県中小企業団体職員互助会」は、会員同士の交流や研修会の開催、各

種給付金の支給を行っている。当会として互助会の運営を支援する。

7. 組合、組合員企業の金融支援

(1) 金融制度促進事業《経》

県等の融資制度の普及・相談及び借入れ手続き等について支援を行う。また、県制度融資（経営合理化融資、創業支援融資など）に係る認定窓口業務を行う。

(2) 中央会推薦貸付制度（商工中金）《経》

商工中金と提携し、地域資源活用や環境対策など中央会が支援するテーマに積極的に取り組む組合・組合員を対象に、中央会が推薦することで優遇利率による金融支援（「中央会推薦貸付制度」）を行う。

8. 組合員企業等の経営力強化

(1) 連携・組織化推進事業（再掲）《連》

(2) 経営革新等支援機関としての中小企業経営支援《経》

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年12月に認定されたのを受け、中小企業の経営分析から経営計画の策定、その後のフォローアップを通じて中小企業の経営に寄り添う親身な支援機関として、他の認定支援機関（中小企業支援機関、金融機関等）と連携し、中小企業の経営力強化のための様々な支援メニューを展開する。

(3) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援事業《経》

地域事務局を設置して、当事業により導入した機械装置で製造した商品や試作開発した商品の販路開拓、販売促進に係わる各種の支援活動を行うことで、補助事業者の売上、収益増加、コスト削減のための事業終了後のフォローアップ等の支援を行う。

・事務局名:ものづくり開発支援室

(4) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業《経》

地域事務局を設置して、当事業の事業実施管理並びに事業のフォローアップ等の支援を行う。

・事務局名:ものづくり推進室

(5) エコアクション21の普及促進《経》

「エコアクション21」はISO14001の規格をベースに環境省が策定した、中小企業にも取り組みやすい環境経営システムの認証・登録制度。当会では、「エコアクション21地域事務局いばらき」として、制度の普及啓蒙、認証・登録審査の申込受付などの業務を通して、中小企業の環境への取り組みを側面から支援する。

9. 共済制度の普及促進《総》

組合及び組合員事業所の経営安定、福利充実等を図るため、各種共済制度の普及を行う。

(1) 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度

取引先企業が倒産した場合に連鎖倒産を防止するための共済制度。

(2) 小規模企業共済制度

（独）中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業の

経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度。

(3)中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員のための社外積立型の国の退職金制度。

(4)特定退職金共済制度

茨城県中央会が生命保険会社と提携して実施している中小企業の従業員のための退職金制度。

(5)中央会共済制度（大樹生命保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱との提携）

中央会会員組合に所属する組合員の事業主、組合員に勤務する役員・従業員を契約者とする生命保険や労働災害等を補償する団体扱いの保証制度。

(6)中小企業PL（製造物責任）保険制度、海外PL保険制度

製造物責任や海外展開に伴うリスクに備えた中小企業の専用保険制度。

(7)情報漏えい賠償責任保険

情報漏えいリスクに備える中央会会員専用保険制度。

(8)ビジネス総合保険制度

さまざまな賠償リスクを1つの保険で賠償する中央会会員の専用保険制度。

(9)中央会取引信用保険制度

取引先の債務不履行等により被る損害の一定割合を補償する制度。

(10)海外知財訴訟費用保険制度

海外での知的財産権訴訟に係る係争費用を補償する制度。

(11)団体長期障害所得補償保険

従業員が病気やケガにより長期間にわたって働くことができなくなった場合、月々の給与の一部が最長で定年年齢まで補償する制度。

10. 中小企業運動、陳情・建議、施策創設への提言

(1)中小企業政策問題研究事業（再掲）《総》

(2)専門委員会の開催《総》

中小企業及び組合等のニーズ・課題は、多岐にわたっており、当中央会としてより詳細なニーズ・課題等現状把握が必要になっている。このため、会長の諮問機関として5つの専門委員会（①総合、②金融・税制、③商業・サービス業、④工業・エネルギー環境、⑤労働）を設置し、中央会の役員等から委員を委嘱、各分野、各業界の課題等について協議検討し、問題解決のための合意形成を図る。

(3)中小企業運動《総》

①第72回中小企業団体全国大会の開催

中小企業で組織する全国約3万組合等の意見を総意としてとりまとめ、内外に広く表明するとともに、政府等に対して中小企業の実情と振興施策の充実強化を訴え、中小企業の持続的な成長と豊かな地域社会の実現を図る。令和2年10月22日、本県で全国の中小企業団体の代表者らが参加し、第72回中小企業団体全

国大会を開催する。



▲昨年の第71回中小企業団体全国大会（鹿児島県鹿児島市）

②その他

中小企業に対する政策などの要望事項を国や県などに建議・陳情し、その実現を図る。

(4)茨城産業会議への参画《総》

県内中小企業や中小企業団体の活性化を図るため、当会を含む県内経済4団体が茨城県産業会議を構成する。本県の産業・経済界の重要課題について研究討議し、問題解決に向けた提言や啓発活動を行うことにより、県内中小企業及び中小企業団体の活性化を図る。

11. 表彰《総》

通常総会その他の催しにおいて、他の模範となる優良組合、組合功労者、優秀専従役員等の表彰を行う。

また、会員組合等の記念式典等において、その申請により一定の要件を満たす場合に表彰を行う。